

テキスト

<今回の学習内容>

第3回講義 使用ページ
P63～91

テーマ 5

現金・預金

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★★

現金・預金の範囲と表示、当座借越の処理と表示、現金・預金に関連する注記事項を学習していく。



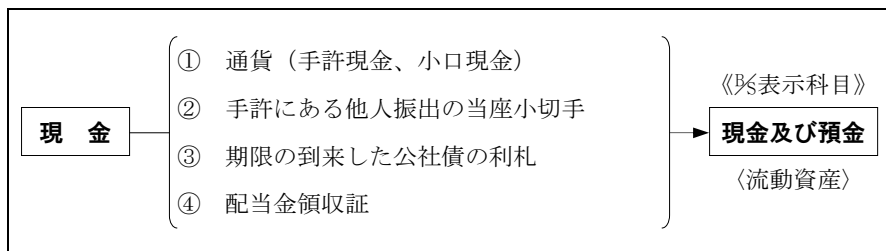
このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完全合格
5-1	現金の範囲	No.1 第3回
5-2	預金の範囲	No.1 第3回
5-3	銀行勘定調整	No.1 第3回
5-4	当座借越	No.1 第3回
5-5	運用目的の金銭信託	—————
5-6	現金・預金に関連する注記事項	No.1 第3回

5-1 現金の範囲

現金の範囲をマスターしよう。とくに、期限の到来した公社債の利札、配当金領収証の処理ができるようにしよう。

① 現金の範囲



- (1) 会計上の現金は、**通貨**だけでなく**小切手**など通貨と同様に機能する**通貨代用証券**も含まれる。
- (2) ③の**公社債の利札**とは、公債（国債・地方債）や社債の証券に予め印刷されている利息の受取証をいう。

《期限到来時の仕訳》…現金及び預金 ×× / 有価証券利息 ××
 〈P&S営業外収益〉

- (3) ④の**配当金領収証**とは、所有株式の発行会社から送付された配当金の受領証をいう。

《受取時の仕訳》……現金及び預金 ×× / 受取配当金 ××
 〈P&S営業外収益〉

設 例

以下の資料をもとに修正仕訳を示しなさい。

(資料)

期末において金庫の中を実査した結果、通貨の他に次のものが入っていたが、未処理である。

- (1) 他人振出の当座小切手 1,000千円 (売掛金の回収として受取った。)
- (2) 期限の到来した社債の利札 300千円
- (3) 配当金領収証 150千円

解 説 (仕訳の単位：千円)

- (1) 現金及び預金 1,000 / 売 掛 金 1,000
- (2) 現金及び預金 300 / 有価証券利息 300
〈(営業外収益)〉
- (3) 現金及び預金 150 / 受取配当金 150
〈(営業外収益)〉

参 考

(1) 手許にある他人振出の小切手

小 切 手	
甲銀行	¥ 20,000
上記金額を持参人へお支払いください。	
振出日11月1日	振出人 A社

(2) 期限の到来した社債の利札

社 債 券		
10,000千円		
×月×日 120千円	×月×日 120千円	×月×日 120千円
×月×日 120千円	×月×日 120千円	×月×日 120千円

② 現金と間違いやすい項目

次にあげる項目は、誤って「現金」として処理されてしまいがちな項目である。正しい表示科目をマスターして欲しい。

- ① 収入印紙の未使用分 ——▶ **貯蔵品**（使用分は**租税公課**）
- ② 郵便切手の未使用分 ——▶ **貯蔵品**（使用分は**通信費**）
- ③ 先日付小切手 ——▶ **受取手形**
- ④ 自己振出の回収小切手 ——▶ **当座預金**（**ⓧ**表示科目は**現金及び預金**）
- ⑤ 未渡小切手 ——▶ **当座預金**（**ⓧ**表示科目は**現金及び預金**）

(1) 収入印紙・郵便切手の未使用分

これらについて「現金」として処理することが見受けられるが、これは明らかに間違いである。

(2) 先日付小切手

例えば、小切手上の振出日を11月1日として、実際には10月1日にそれを振出すというように、振出の日付を現実の振出日より先日付とした小切手を先日付小切手という。先日付小切手は、法律上は小切手であるが、その実質は手形に近いことから、「**受取手形**」として表示する。

(3) 自己振出の回収小切手

自社が以前に振出した当座小切手が、裏書の繰り返しにより再び自社に回ってきた場合の当該小切手をいう。この小切手は、振出時に当座預金勘定の減少として処理されているので、回収により再び**当座預金**勘定に戻さなければならない。

(4) 未渡小切手

自社の振出した（作成した）当座小切手で、まだ相手方に交付されていないものを未渡小切手という。この小切手は振出時に当座預金勘定の減少として処理されているので、再び**当座預金**勘定に戻さなければならない。

ただし、その場合には、**何に対して振出したかによって、仕訳の貸方項目が異なる**ことに留意する。

① 債務の支払の場合

（例）買掛金の場合

- | | | | |
|---------------|--------|---|--------------|
| (a) 小切手振出時 | 買 掛 金 | ／ | 現金及び預金 |
| (b) 期末（未渡の場合） | 現金及び預金 | ／ | 買 掛 金 |

② 費用の支払や固定資産等の購入の場合

（例）備品の購入の場合

- | | | | |
|---------------|--------|---|--------------|
| (a) 小切手振出時 | 備 品 | ／ | 現金及び預金 |
| (b) 期末（未渡の場合） | 現金及び預金 | ／ | 未 払 金 |

設 例

以下の資料をもとに修正仕訳を示しなさい。(事業年度：×5年4月1日～×6年3月31日)

(資料)

期末において金庫の中を実査した結果、通貨の他に次のものが入っていた。

- (1) 未渡小切手 700千円 (買掛金の支払のため振出したもの)
- (2) 収入印紙 300千円 (期中に購入し、購入時に租税公課で処理済)
- (3) 郵便切手 150千円 (期中に購入し、購入時に通信費で処理済)
- (4) 当社振出の当座小切手 1,600千円 (売掛金の回収として受取ったが未処理)
- (5) 振出日が×6年4月20日の小切手 400千円 (商品を販売した際に受取ったが未処理)

解 説 (仕訳の単位：千円)

(1) 現金及び預金	700	／	買 掛 金	700
(2) 貯 蔵 品	300	／	租 税 公 課	300
(3) 貯 蔵 品	150	／	通 信 費	150
(4) 現金及び預金	1,600	／	売 掛 金	1,600
(5) 受 取 手 形*	400	／	売 上 高	400

* 振出日が×6年4月20日であることから、先日付小切手に該当する。

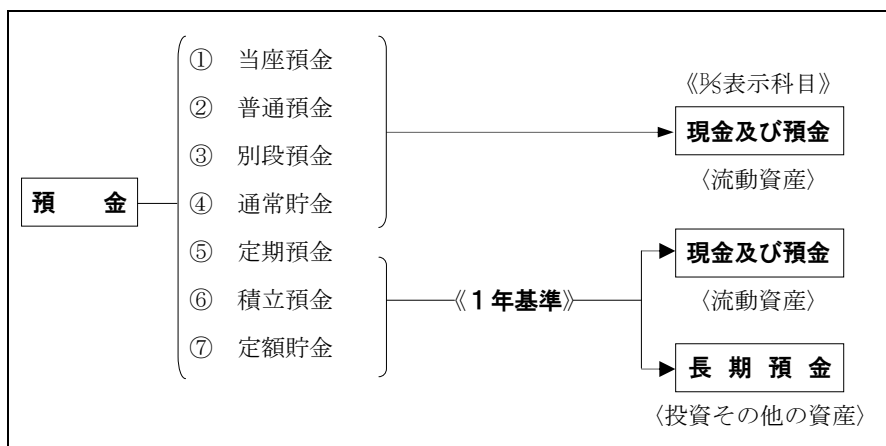
なお、(1)、(4)の仕訳の借方の勘定科目は「当座預金」であるが、**%表示科目は「現金及び預金」**となる。

➡トレーニング 問題10

5-2 預金の範囲

預金の範囲をマスターしよう。

● 預金の範囲と表示科目



- (1) 銀行預金のうち当座預金、普通預金、別段預金及び郵便貯金のうち通常貯金については、基本的に満期日の定めがなく、必要に応じていつでも引出せることから、**すべて「現金及び預金」(流動資産)**として※に表示する。
- (2) これに対して、定期預金、積立預金、定額貯金については、満期日が定められており、原則として満期日が到来するまで引出しを行わないことから、**1年基準**を適用して、**決算日後1年以内に満期日が到来するものは「現金及び預金」(流動資産)**として、また、**決算日後1年を超えて満期日が到来するものは「長期預金」(固定資産・投資その他の資産)**として※に表示する。

設 例

以下の資料をもとに貸借対照表に記載される「現金及び預金」及び「長期預金」の金額を求めなさい。当社の決算日はX5年3月31日である。

残高試算表 (単位：千円)

現 金	3,500
預 金	30,200

預金の内訳は次のとおりである。

当座預金	11,000千円	—
普通預金	8,000千円	—
定期預金	10,000千円	満期日はX6年4月30日
積立預金	1,200千円	毎月100千円ずつ積立、3,000千円の段階で満期

解 説 (仕訳の単位：千円)

貸借対照表 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産			
現金及び預金	22,500		
：			
3 投資その他の資産			
長期預金	11,200		

現金及び預金 *1	22,500	現 金	3,500
長期預金 *2	11,200	預 金	30,200

*1 現金及び預金

$$3,500\text{千円} + 11,000\text{千円} + 8,000\text{千円} = 22,500\text{千円}$$

現 金 当座預金 普通預金

*2 長期預金

$$10,000\text{千円} + 1,200\text{千円} = 11,200\text{千円}$$

定期預金 積立預金

	当期末	翌期末	満期日 X6年9月30日
			×
積立金額	1,200千円		3,000千円
積立回数	12回		30回

5-3 銀行勘定の調整

① 銀行勘定の調整

決算にあたり、企業は銀行に対して預金残高証明書の発行を依頼し、当座預金勘定残高と照合することにより両者の一致を確認する。しかし、両者の金額は様々な原因により一時的に不一致となっていることがあるため、その場合には銀行勘定調整表を作成し、必要に応じて当座預金勘定の修正処理を行う。これを「銀行勘定調整」という。

② 不一致原因

不一致原因には様々なものがあるが、代表的なものは、次に示すとおりである。

不一致原因	内 容	企業側	銀行側	銀行勘定調整表 における調整
時 間 外 預 入 (締後入金)	企業は銀行に現金を預け入れたが、銀行では閉店後であったため、翌日に入金処理を行った。	入 金	未入金	銀行側・加算
未取付小切手	企業は小切手を振り出して支払先に交付したが、銀行には未呈示のままとなっている。	出 金	未出金	銀行側・減算
未取立小切手	企業は銀行に対して小切手の取立依頼をして入金処理を行ったが銀行では取立が完了していない。	入 金	未入金	銀行側・加算
未 渡 小 切 手	企業では小切手を振り出して出金処理を行ったが、支払先には未渡のままとなっている。	出 金	未出金	企業側・加算
振 込 未 記 帳	銀行で当座振込があったが、企業ではその通知を受けていないため入金処理を行っていない。	未入金	入 金	企業側・加算
引 落 未 記 帳	銀行で当座引落があったが、企業ではその通知を受けていないため出金処理を行っていない。	未出金	出 金	企業側・減算
誤 記 帳	企業で取引金額等を誤って入金処理または出金処理した。	入出金 (誤記帳)	入出金 (適正)	企業側・加算 (企業側・減算)

設 例

決算日における当座預金勘定残高は349,200千円であり、銀行の残高証明書の金額442,200千円と一致していなかった。不一致原因を調査したところ、次の(1)～(5)の事実が明らかとなった。

決 算 整 理 前 試 算 表 (単位：千円)

当 座 預 金	349,200
---------	---------

- (1) 決算日に現金68,000千円を預け入れたが、銀行の閉店後であったため、銀行では翌日の入金として処理されていた。
- (2) 得意先に対する売掛金70,000千円が決済されたが、当社側で記帳を失念していた。
- (3) 買掛金37,000千円の支払いとして振り出した小切手が、未渡であった。
- (4) 買掛金56,000千円の支払いとして振り出した小切手が、銀行では未取付であった。
- (5) 通信費1,000千円を小切手を振り出して支払ったが、当社ではこの取引を貸借逆に記帳していたことが判明した。

解 説 (仕訳の単位：千円)

- (1) 時間外預入 (銀行修正事項)

当社の修正は不要である。

当社は銀行に現金を預け入れ入金処理を行ったが、銀行では閉店後であったため、翌日に入金処理を行っている状況である。

- (2) 振込未記帳 (当社修正事項)

銀行では当座振込があったが、当社では入金処理を行っていない状況である。

現金及び預金 70,000 / 売 掛 金 70,000

- (3) 未渡小切手 (当社修正事項)

当社では小切手を振り出して出金処理を行ったが、支払先には未渡のままとなっている状況である。

現金及び預金 37,000 / 買 掛 金 37,000

- (4) 未取付小切手 (銀行修正事項)

当社の修正は不要である。

当社は小切手を振り出して出金処理を行ったが、銀行には未呈示のままとなっている状況である。

- (5) 誤記帳 (当社修正事項)

当社が取引金額等を誤って入金処理した状況である。

通 信 費 2,000 / 現金及び預金 2,000

なお、銀行勘定調整表では、企業側と銀行側のそれぞれについて不一致原因を確認するとともに適正な当座預金勘定残高を算定する。

銀行勘定調整表			
当座預金勘定残高	349,200	銀行証明書残高	442,200
(加算) 未渡小切手	37,000	(加算) 時間外預入	68,000
振込未記帳	70,000		
(減算) 誤記帳	2,000	(減算) 未取付小切手	56,000
修正後残高	454,200	修正後残高	454,200



適正金額で一致

トレーニング 問題12

Q 修正仕訳が思うようにできないのですが・・・。

A 前ページの設定問題の(5)で確認してみましょう。

問題

通信費1,000千円を小切手を振り出して支払ったが、当社ではこの取引を貸借逆に記帳していたことが判明した。

修正仕訳の導き方

ステップ1・・・当社が行った仕訳（誤処理の仕訳）の逆仕訳をする。

通信費 1,000千円 / 現金及び預金 1,000千円

ステップ2・・・正しい仕訳（本来行うべき仕訳）を行う。

通信費 1,000千円 / 現金及び預金 1,000千円

ステップ3・・・上記ステップ1及び2の仕訳を合算する。

通信費 2,000千円 / 現金及び預金 2,000千円

 当社が行うべき
修正仕訳

<メ モ>

5-4 当座借越

当座借越の内容及び処理方法をマスターしよう。

① 当座借越とは

当座預金の払出は預金残高を限度として行われるが、予め当座借越契約を結び、借越限度額を定めて、それに見合う定期預金証書や有価証券などを担保に供しておけば、その借越限度額までは預金残高を超えて払出ができる。したがって、当座借越は金融機関からの一時的な借入金であることから、**売上は短期借入金（流動負債）として表示**する。

当座借越 —————▶ 短期借入金（流動負債）として表示

② 当座借越の処理

(1) 一勘定法

当座借越勘定（貸方）を特別に設けなくて、当座借越額も当座預金勘定の貸方に記入する方法である。

(2) 二勘定法

当座預金勘定（借方）とは別に、当座借越勘定（貸方）を設けて処理する方法である。

設 例

決算日現在、A銀行の当座預金が2,000千円、B銀行からの当座借越が1,000千円ある。

〈ケース1〉 一勘定法の場合

残高試算表 (単位：千円)	
当座預金	1,000

〈ケース2〉 二勘定法の場合

残高試算表 (単位：千円)			
当座預金	2,000	当座借越	1,000

解 説 (仕訳の単位：千円)

貸借対照表 (単位：千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現金及び預金	2,000	短期借入金	1,000
⋮		⋮	

〈ケース1〉 一勘定法の場合

当 座 預 金 1,000 / 短 期 借 入 金 1,000

現 金 及 び 預 金 2,000 / 当 座 預 金 2,000

B銀行の当座預金勘定はマイナス（つまり貸方残）となっており、A銀行の当座預金勘定と相殺されている。しかし、当座預金のマイナスは短期の銀行借入金であることから、その修正を行う（仕訳の貸方：短期借入金）とともに、当座預金のマイナスの取消を行うのである。そして、さらに当座預金勘定を表示科目である「現金及び預金」に振替える。

〈ケース2〉 二勘定法の場合

当 座 借 越 1,000 / 短 期 借 入 金 1,000

現 金 及 び 預 金 2,000 / 当 座 預 金 2,000

当座借越勘定は廃上の表示科目ではないことから、正しい表示科目に振替える（仕訳の貸方：短期借入金）。そして、当座預金勘定を表示科目である「現金及び預金」に振替える。

トレーニング 問題13、14

5-6 現金・預金に関連する注記事項

現金・預金に関連する注記事項をマスターしよう。なお、今回の学習内容で押さえるべき注記事項は以下のとおりである。

＜今回の学習内容で押さえるべき注記事項＞

- 1 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 担保提供資産（預金を担保に供している場合）

● 現金・預金に関連する注記事項

(1) 貸借対照表等に関する注記

担保提供資産（預金を担保に供している場合）

—《文 例》—

- (イ) 長期預金のうち1,000千円を長期借入金1,200千円の担保に供している。
- (ロ) 長期預金全額を当座借越契約の担保に供している。

所有資産が担保に供されている場合において、その事実（①**資産が担保に供されていること**、②①の**資産の内容及びその金額**、③**担保に係る債務の金額**）を開示する。

なお、当座借越契約の担保に供している場合は、原因債務の金額の記載は不要である。

🔄 トレーニング 問題15

Q 注記ってどうやって覚えればいいの？

A 注記には「貸借対照表等に関する注記」や「損益計算書に関する注記」、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」などいくつかの種類があります。従って、やみくもに文例を覚えるのではなく、「ポイントチェック」に収録されている「注記文例集」を活用し、注記の種類ごとにどのような記載事項があるのかを1つ1つ確認していきましょう。

テーマ 6

金銭債権

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★★

金銭債権の範囲と表示科目、関係会社に対する金銭債権の表示、貸倒引当金の表示と会計処理、貸倒発生時の処理と表示、前期貸倒債権の取立、割引手形・裏書手形の処理、金銭債権に関連する注記事項を学習していく。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	完全合格
6-1	金銭債権の範囲と表示科目	No.1 第3回
6-2	関係会社に対する金銭債権の表示	No.1 第3回
6-3	貸倒引当金の表示と会計処理	No.1 第4回
6-4	貸倒発生時の処理と表示	No.1 第4回
6-5	前期貸倒債権の取立	No.1 第4回
6-6	割引手形・裏書手形の処理	No.2 第2回
6-7	不渡手形	—————
6-8	破産更生債権等	No.2 第2回
6-9	貸倒見積高の算定	No.2 第2回
6-10	金銭債権に関連する注記事項	No.1 第4回 No.2 第2回

6-1 金銭債権の範囲と表示科目

金銭債権の範囲と表示科目をマスターしよう。

① 金銭債権の範囲と表示科目

- (1) 金銭債権とは、将来、金銭による支払を受けることのできる権利をいい、商品の販売など会社の主目的たる営業取引から生じた**営業債権**と、金銭の貸付など営業取引以外の取引から生じた**営業外債権**とに分類される。
- (2) 営業債権は、正常営業循環基準により、決済期日の長短に関係なく**すべて流動資産**に表示するのに対して、営業外債権は、**1年基準**を適用して、決済期日の長短により**流動資産又は固定資産・投資その他の資産**に表示する。

(1) 営業債権⇒正常営業循環基準を適用		《表示科目》	《表示区分》
① 受取手形	→	受取手形	〈流動資産〉
② 売掛金	→	売掛金	〈流動資産〉
(2) 営業外債権⇒1年基準を適用			
① 未収金	——《1年基準》——→	未収金	〈流動資産〉
		長期未収金	〈投資その他の資産〉
② 立替金	——《1年基準》——→	立替金	〈流動資産〉
③ 貸付金	——《1年基準》——→	短期貸付金	〈流動資産〉
		長期貸付金	〈投資その他の資産〉
④ 営業外受取手形	——《1年基準》——→	(②参照)	

固定資産・投資その他の資産に表示するものは、いずれも科目名に「長期」の語を付すが、流動資産に表示するものについては、科目名に「短期」の語を付すものと付さないものがある。これは慣行として行われていることであり、このとおりに覚えること。

なお、**前渡金**は債権（商品等の物品に関する権利）であるが、**金銭債権ではない**ので注意を要する。

設 例

当社は、X1年4月1日にC社に対し1,000千円を貸付けた。会計期間はX1年4月1日からX2年3月31日である。下記の(1)及び(2)のケースを確認してみよう。

決 算 整 理 前 試 算 表		(単位：千円)
貸 付 金	1,000	

- (1) 返済期限はX3年3月31日である（一括返済）。
- (2) ① 返済期限はX4年3月31日である（一括返済）。
- ② X3年3月31日から毎年500千円ずつの分割均等返済である。

解 説

- (1) 翌期中（X3年3月31日）に一括返済されることから、「**短期貸付金**」として流動資産に表示することとなる。

短期貸付金 1,000千円 / 貸付金 1,000千円

- (2) ① 翌々期（X4年3月31日）に一括返済されることから、「**長期貸付金**」として固定資産（投資その他の資産）に表示することとなる。

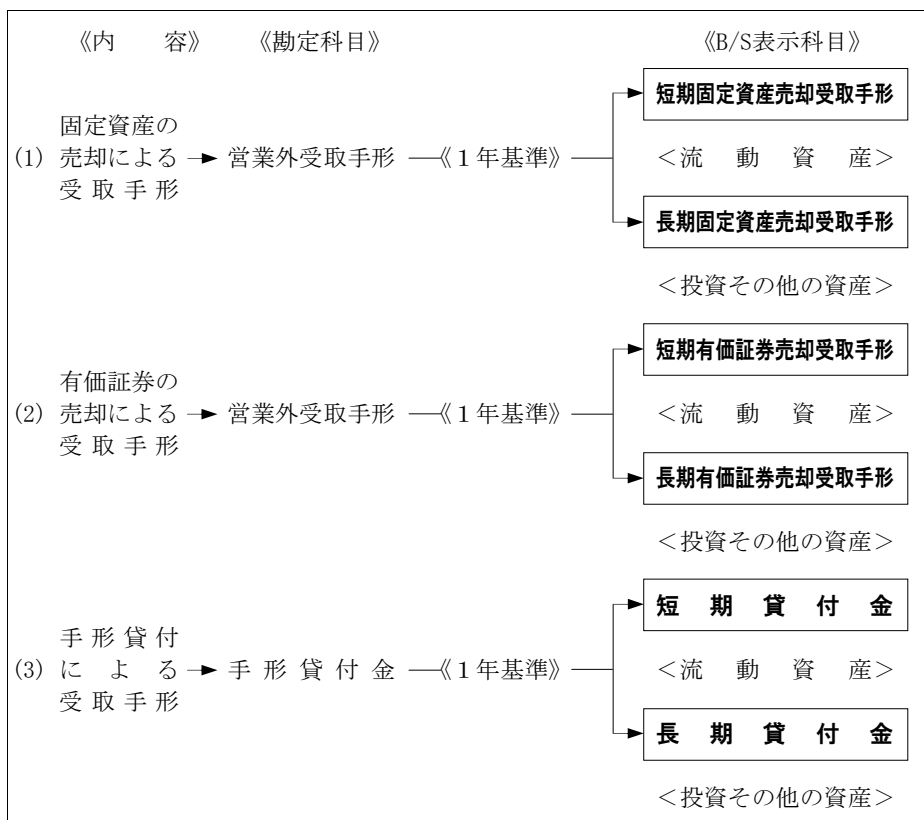
長期貸付金 1,000千円 / 貸付金 1,000千円

- ② X3年3月31日返済分…「**短期貸付金**」500千円（流動資産に表示）
- X4年3月31日返済分…「**長期貸付金**」500千円（固定資産に表示）

短期貸付金 500千円	貸付金 1,000千円
長期貸付金 500千円	

② 営業外受取手形の表示科目

商品の販売など会社の主目的たる営業取引以外の取引により発生した手形債権を、営業外受取手形と総称する。



(1) 固定資産や有価証券の売却による受取手形

固定資産や有価証券の売却に伴い手形を受取った場合には、商品の販売などに伴う営業上の手形債権と区別して、しかも**その内容を明らかにして表示**する。

(2) 手形貸付による受取手形

金銭の貸付には、①借用証書の受取による貸付（証書貸付）と、②借入人を支払人とする約束手形の受取による貸付（手形貸付）との2つのケースがある。手形貸付においては手形債権が生ずるが、この手形が第三者に裏書譲渡されることはなく手形としての機能が著しく制限されているため、会計上は証書貸付の場合と同様に、**貸付金**として取扱われる。

🔄 トレーニング 問題16

<メ モ>

6-2 関係会社に対する金銭債権の表示

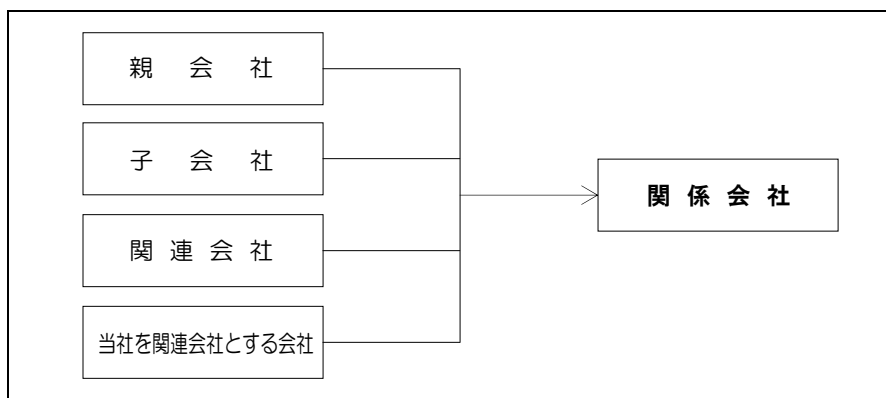
関係会社の意味及び金銭債権の表示をマスターしよう。

① 関係会社の意味

関係会社とは当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

会社計算規則においては、**親会社、子会社、関連会社、当社を関連会社とする会社**という4つの会社概念があり、これらを一括して「**関係会社**」と総称している。

なお、関係会社に該当するか否かは単なる議決権の過半数を有しているなどの**形式基準**のみで判断するのではなく、実質的に支配しているか又は重要な影響を与えているか否かという**実質基準**によっている。



(1) 子会社

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

具体的には、概ね以下の場合と考えてよい。

- ① 当社が**50%超**の議決権を保有している会社
- ② 当社が**40%以上50%以下**の議決権を保有していて、**財務及び事業の方針の決定を支配していると認められる一定の事実**がある会社

(2) 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

具体的には、概ね以下の場合と考えてよい。

- ① 当社の**50%超**の議決権を保有している会社
- ② 当社の**40%以上50%以下**の議決権を保有していて、**財務及び事業の方針の決定を支配していると認められる一定の事実**がある会社

(3) 関連会社

会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く）をいう。

具体的には、概ね以下の場合と考えてよい。

- ① 当社が**20%以上**の議決権を保有している会社（子会社を除く）
- ② 当社が**15%以上20%未満**の議決権を保有していて、**財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができると認められる一定の事実**がある会社

(4) 当社を関連会社とする会社

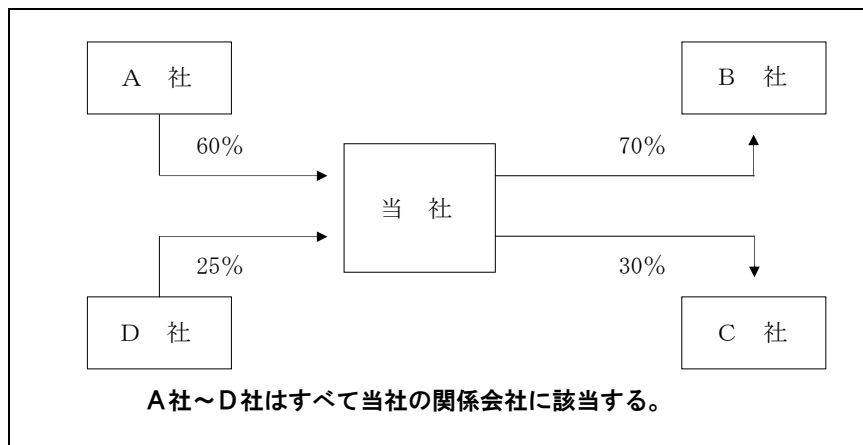
当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

具体的には、概ね以下の場合と考えてよい。

- ① 当社の**20%以上**の議決権を保有している会社（親会社を除く）
- ② 当社の**15%以上20%未満**の議決権を保有していて、**財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができると認められる一定の事実**がある会社

(5) 関係会社

- ① 当社の親会社（下記のA社）
- ② 当社の子会社（下記のB社）
- ③ 当社の関連会社（下記のC社）
- ④ 当社を関連会社とする会社（下記のD社）



プラスα 子会社及び関連会社の判定

以下のような場合の会社も、当社の子会社（又は関連会社）に該当する。

- ① **当社と当社の子会社**があわせて50%超（20%以上）の議決権を保有している会社
- ② **当社の子会社**が50%超（20%以上）の議決権を保有している会社

設 例

A社…当社の議決権の55%を所有する会社

B社…当社の議決権の20%を所有する会社

C社…当社が議決権の100%を所有する会社

D社…当社が議決権の35%を所有する会社

E社…当社が議決権の20%を所有し、C社が議決権の45%を所有する会社

なお、上記の各会社は相互に、技術、取引等を通じて財務及び営業方針に重要な影響を及ぼす関係にある。

解 説

A社 当社の親会社

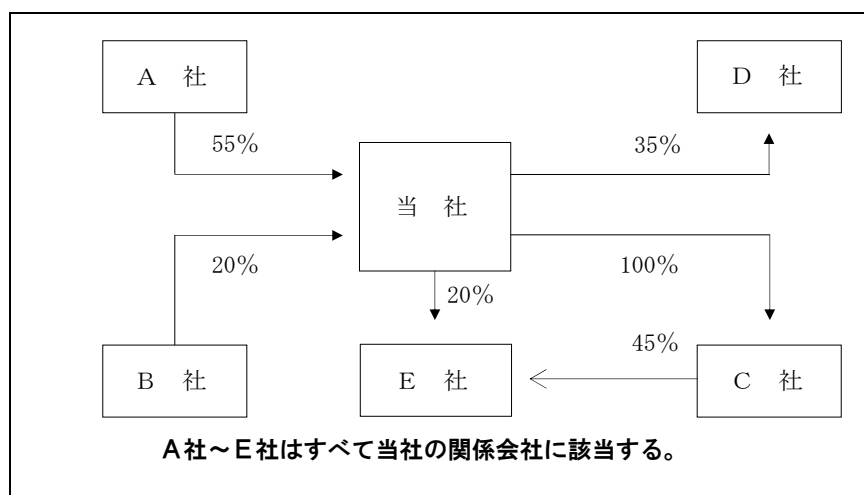
B社 当社を関連会社とする会社

C社 当社の子会社

D社 当社の関連会社

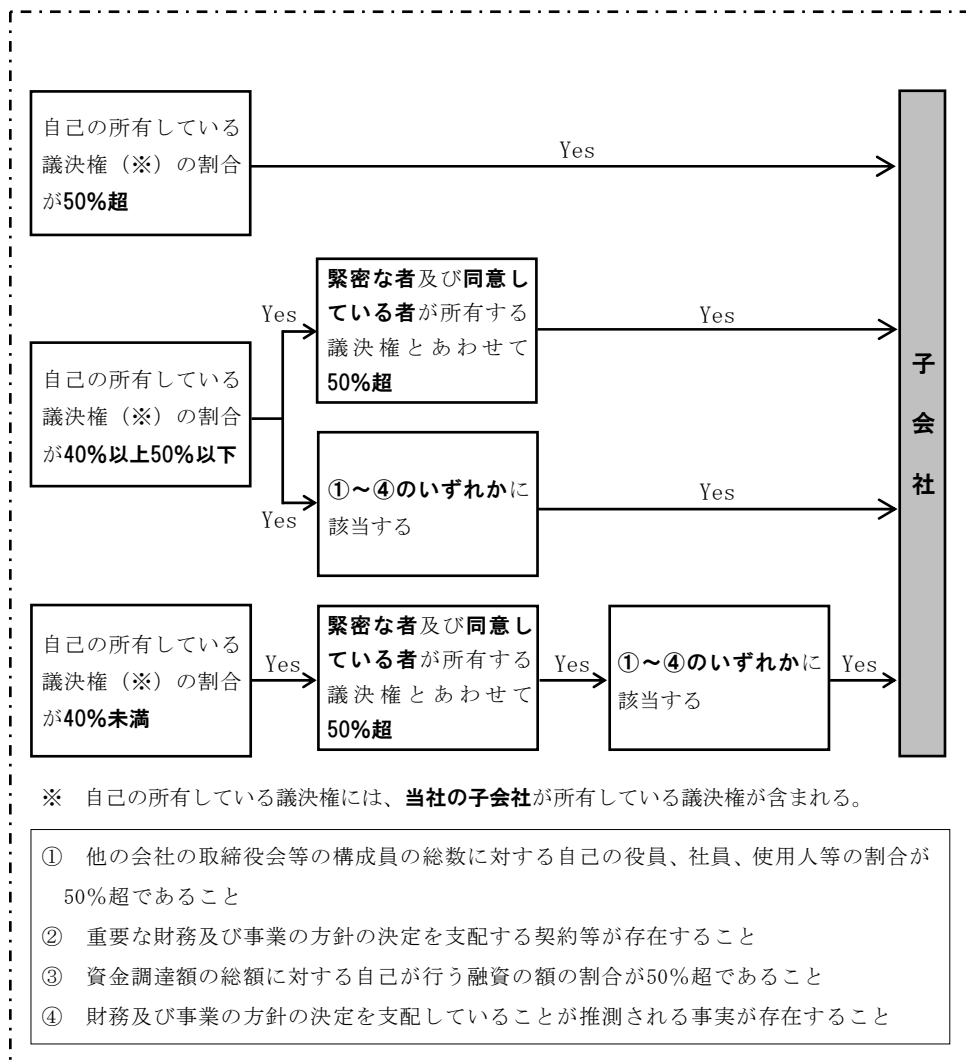
E社 当社の子会社

すべての会社が当社の関係会社に該当する。

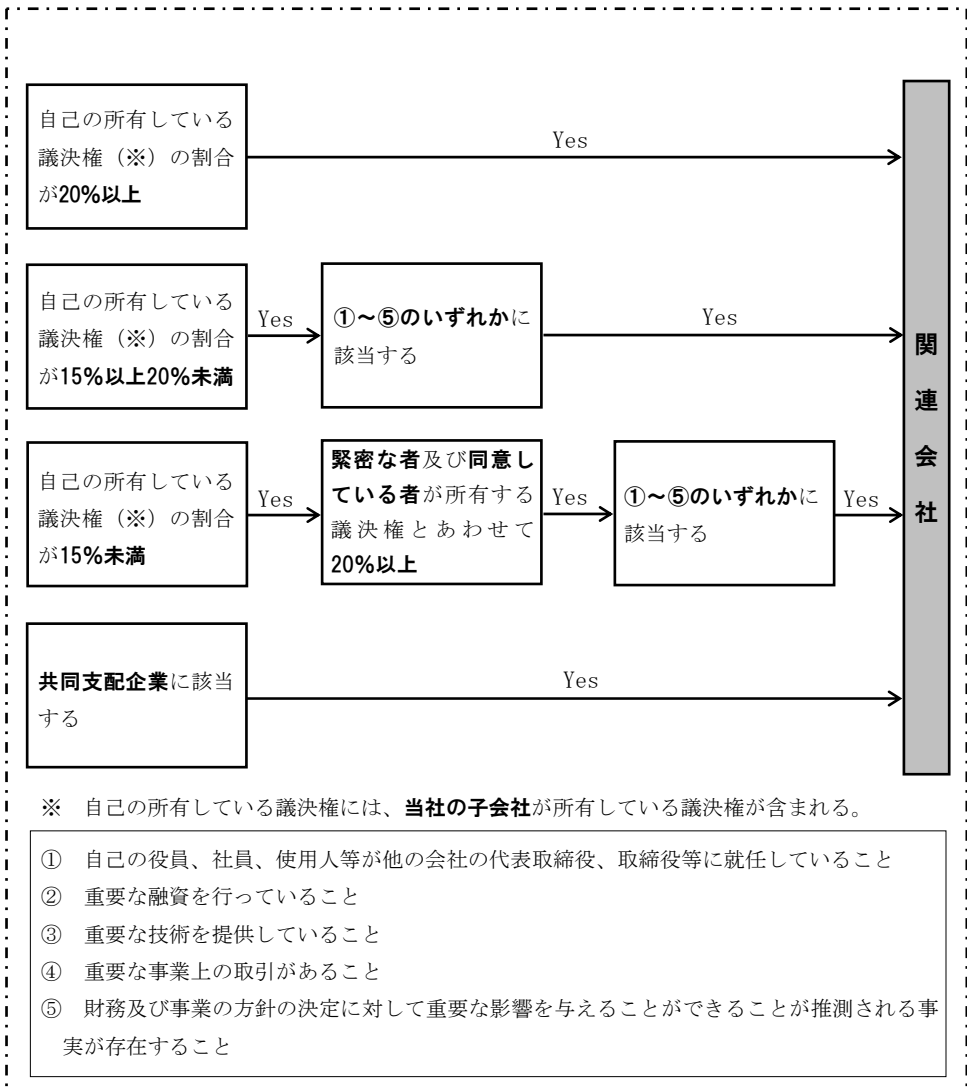




研究 1 会社法及び会社法施行規則に準拠した子会社の判定方法



2 会社計算規則に準拠した関連会社の判定方法（子会社に該当する場合を除く）



➡ トレーニング 問題17

② 関係会社に対する金銭債権の表示

関係会社に対する金銭債権については、独立科目表示法、科目別注記法、一括注記法のいずれかの方法により表示することとなる。

なお、注記法によった場合、当該注記は貸借対照表等に関する注記として記載することになる。

また、いずれの方法によるかについては、問題文に指示があるため、その指示に従うこと。

(1) 独立科目表示法

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		⋮	
I 流動資産			
⋮			
受取手形	500		
関係会社受取手形	250		
⋮			
短期貸付金	200		
関係会社短期貸付金	100		
⋮			
II 固定資産			
⋮			
3 投資その他の資産			
⋮			
長期貸付金	200		
関係会社長期貸付金	50		
⋮			

独立科目表示法によった場合には、該当する科目の次に「関係会社〇〇」と表示する。

(2) 科目別注記法

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		⋮	
I 流動資産			
⋮			
受取手形	750		
⋮			
短期貸付金	300		
⋮			
II 固定資産			
⋮			
3 投資その他の資産			
⋮			
長期貸付金	250		
⋮			

関係会社に対する金銭債権は次のとおりである。

受取手形 250千円 短期貸付金 100千円 長期貸付金 50千円

(3) 一括注記法

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		⋮	
I 流動資産			
⋮			
受取手形	750		
⋮			
短期貸付金	300		
⋮			
II 固定資産			
⋮			
3 投資その他の資産			
⋮			
長期貸付金	250		
⋮			

関係会社に対する金銭債権は次のとおりである。

短期金銭債権 350千円 長期金銭債権 50千円

なお、一括注記法によった場合には、**短期金銭債権**（流動資産該当分）と**長期金銭債権**（固定資産・投資その他の資産該当分）との別を明らかにして注記しなければならない。

🔄 トレーニング 問題17

<メ モ>